第三十六条の四　削除

第三節　地方支部局

第一款　経済産業局

（通商事務所の名称及び位置）

第二百五十二条　通商事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（削る）	（削る）
関東経済産業局横浜通商事務所	横浜市
近畿経済産業局神戸通商事務所	神戸市

第二章　外局

第一節　資源エネルギー庁

第三款　資源・燃料部

（地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官）

第二百五十五条の五　政策課に、地熱資源開発室並びに鉱業管理官及び国際資源戦略官それぞれ一人を置く。

2　地熱資源開発室は、地熱資源の開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　地熱資源開発室に、室長を置く。

4　（略）

5　国際資源戦略官は、命を受けて、国際的な鉱物資源及び燃料の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

第二百五十六条　削除

第二百六十一条　削除

第三節　中小企業庁

第二款　事業環境部

（調査室）

第三百四十八条　企画課に、調査室を置く。

2～3　（略）

（火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官）

第三十六条の四　商務情報政策局に、火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官それぞれ一人を置く。

2　火薬類保安対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち火薬類の取締りに関する企画、立案、指導及び連絡調整に関するものを助ける。

3　金属鉱業等鉱害対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち鉱害防止事業基金に関するものを助ける。

第三節　地方支部局

第一款　経済産業局

（通商事務所の名称及び位置）

第二百五十二条　通商事務所の名称及び位置は、次の通りとする。

名称	位置
関東経済産業局東京通商事務所	東京都
関東経済産業局横浜通商事務所	横浜市
近畿経済産業局神戸通商事務所	神戸市

第二章　外局

第一節　資源エネルギー庁

第三款　資源・燃料部

（鉱業管理官及び地熱資源開発官）

第二百五十五条の五　政策課に、鉱業管理官一人及び地熱資源開発官一人を置く。

（新設）

（新設）

2　（略）

3　地熱資源開発官は、命を受けて、地熱資源の開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（採石対策官）

第二百五十六条　鉱物資源課に、採石対策官一人を置く。

2　採石対策官は、命を受けて、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関する事務及び重要土石に関する事務を処理する。

（放射性廃棄物対策企画官）

第二百六十一条　放射性廃棄物対策課に、放射性廃棄物対策企画官一人を置く。

2　放射性廃棄物対策企画官は、命を受けて、放射性廃棄物対策課の所掌事務のうち原子力に係る廃棄の事業の発達、改善及び調整に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

第三節　中小企業庁

第二款　事業環境部

（調査室及び経営安定対策室）

第三百四十八条　企画課に、調査室及び経営安定対策室を置く。

2～3　（略）